

平成 29 年 1 月 10 日
近検協第 28-059 号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 28 年度 12 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、12 月度の受付台数は 11,590 台で本年度累計は 107,705 台となり、前年同月比 97.2%、前年度累計比は 100.3%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 昇降機検査告示 第 283 号の改正について

告示第 283 号（昇降機の定期検査報告における検査及び点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件）の改正が、平成 29 年 4 月 1 日に施行されます。

つきましては、改正後の検査結果表と改正にともなう関連技術情報を、協議会ホームページの「トピックス」に掲載いたしましたのでご確認ください。

【主な改正】

(1) エレベーター

- 主回路接触器・ブレーキ用接触器の交換基準と最終交換日の報告が必要となりました。
- ブレーキプランジャーストロークの基準と検査結果の報告が必要となりました。
- 主索の判定基準が素線切れと赤錆について個別に設定されました。
- 調速機ロープについても、主索と同様の検査結果の報告が必要となりました。
- 非常止めの確認方法の報告が必要となりました。

(2) エスカレーター

- 主回路接触器・ブレーキ用接触器の交換基準と最終交換日の報告が必要となりました。
- ブレーキプランジャーストロークの基準と検査結果の報告が必要となりました。
- 駆動鎖の張り・伸び・芯ずれについて、基準と検査結果の報告が必要となりました。
- 駆動鎖切断時停止装置の動作・可動部・設定について検査結果の報告が必要となりました。

(3) 各機種共通の注意事項

- 1 (8) 絶縁における回路、6 (7) かご非常止め装置の型式等、現在は該当しないものを抹消していますが、改正後は該当するものを○で囲むようになります。

2. 労働安全衛生法の性能検査から建築基準法の定期検査へ移行する場合について

建物用途の変更等で労働安全衛生法の性能検査から建築基準法の定期検査報告へ、また建築基準法の定期検査報告から労働安全衛生法の性能検査へ移行する場合の手続きについては、平成 27 年度 11 月月報（H27 年 12 月 10 日付け）でもお知らせいたしましたが、最近書類の不備が散見されます。

つきましては、移行時の手続きについて再度掲載いたしますので、洩れの無いようお願いいたします。

なお、この内容は、近畿ブロック昇降機等検査協議会の HP「よくある質問」のコーナーに掲載しています。

	性能検査 → 定期検査	定期検査 → 性能検査
提出書類	直近の性能検査の検査済証(写) 労働基準監督署に提出した廃止届(写) 定期検査報告書	直近の性能検査の検査済証(写) 特定行政庁首長あて「除外申請書」
検査時期	性能検査の有効月までに定期検査を実施する 但し、廃止届提出後に実施の事	定期検査の有効月までに性能検査を実施する

3. 戸開走行保護装置を後付けした際の定期検査報告書(第二面)第 1 項について

戸開走行保護装置を後付け後の報告の際に報告書（第二面）【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】が不明で記載できない場合は、特定行政庁に出向き、確認済証交付年月日等の必要事項の調査を行い、調査の結果については、報告書（第二面）【8. 備考】に記載してください。

記載に際しては特定行政庁に出向き調査した旨記載するとともに、報告書（第二面）【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】が記載できない理由を具体的に記載してください。

なお、本件は平成 28 年度 10 月月報にて、大阪市の対応としてお知らせしましたが、他の特定行政庁についても同様の対応をお願いいたします。

4. 平成 28 年 6 月の法改正後、初めて定期検査報告をされる検査員の方へ

昨年の建築基準法の改正後、初めて定期検査報告をされる検査員の方については、協議会のシステムに検査員情報が登録されていないので、「検査員資格者証」の写しを定期検査報告書に添付してください。

特に平成 28 年度昇降機等検査員講習で資格を取得された検査員の方は注意してください。

5. 京都市物件の小荷物専用昇降機の定期検査報告について

京都市物件の小荷物専用昇降機の初回定期検査報告については、平成 28 年度 5 月月報でお知らせしておりますが、京都市より新たな指導がありました。

平成 28 年 5 月 31 日以前竣工の既存物件について初回報告する場合には、建築物の検査済証(完了検査)の写しを定期検査報告書に添付するとともに、小荷物専用昇降機が建築物の建築確認の時期から設置計画があつて設置されているのか所有者等に確認のうえ、当初より設置されている場合は、定期検査報告書(第二面)【8. 備考】へその旨記載願います。

なお、建築物の検査済証が確認できない場合、小荷物専用昇降機が建築物竣工後に設置されている場合は、京都市へ相談願います。京都市へ相談した上で定期検査報告書を提出する場合は、打合わせ記録を作成し報告書に添付願います。

以上